

～令和7年度特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ～

保護者のみなさまへ

令和7年1月
尾道市教育委員会

尾道市では、小・中学校に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、通学費や学用品費等、教育費の一部を補助する制度があります。

1. 対象となる人

生活保護又は就学援助を受けていない人で、次のいずれかに該当する保護者。

- ① 小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- ② 尾道市立の小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3(特別支援学校の入学基準)に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断した児童生徒の保護者
- ③ 尾道市立の小・中学校の通常学級に在籍し、通級している児童生徒の保護者 ※支給対象は通学費のみ

《参考》学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によって歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2. 申請方法・提出締め切り

受給を希望する人は、次の書類を在籍する学校へ提出してください。提出締め切りは5月7日(水)です。

対象者	必要書類
申請者全員	申請書(様式3) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(様式4)
★初めて申請する人 ★令和6年度受給者で振込先を変更する方	通帳のコピー
★令和7年1月2日以降に尾道市に転入された人 (令和7年1月1日時点で住民登録がない人) ※家族の中に上記の状態の方がいる場合も含む。	前住所地の市町が発行する所得課税証明 (所得課税証明は、おおむね6月頃に交付が可能となります。申請受付期間中に申請書のみ提出し、6月以降に課税証明書を提出してください。)
★学校教育法施行令第22条の3に該当する人 (通常学級に在籍する児童生徒)	障害の状態に関する申告書(手帳や診断書、医療証等障害の状況が分かる書類のコピーを併せて提出してください。)

※ 確定申告、または市・県民税の申告が必要な人は必ず申告してください。

必要な手続きが終わっていない場合は、判定ができません。速やかに手続きしてください。

3. 結果通知・支給方法

判定結果は、7月初旬に在籍する学校を通じて通知します。認定の場合、年2回(9月、2月)指定された口座へ振り込みます。ただし、学校給食費については、在籍する学校へ支給します。

支給前に「支給明細書」で支給費目や金額、振込予定日をお知らせしますので、ご確認ください。

学校納入金に未納がある場合、児童生徒が在籍する学校へ振り込むことがあります。同意のうえ、申請してください。

4. 補助対象経費・必要書類

補助対象経費は実績を確認後支給するため、提出が必要な書類もあります。ご注意ください。(金額は令和6年度の年額です。)

費目		小学校	中学校	備考
学用品・通学用品購入費	児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品及び拡大教材の購入費。	定額 5,820 円	定額 11,370 円	左記の金額を年2回に分けて支給。年度途中の認定者については月割の金額を支給。
新入学学用品・通学用品購入費 (4/1 認定者のみ対象)	小・中学校に入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費(ランドセル、通学かばん、学生服等)。	定額 25,555 円	定額 30,490 円	1・2 学期分と併せて支給
学校給食費	学校給食に要する経費。	実費額の半額		
修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費等の経費(一部援助できない経費もあります)。	実費額の半額		
校外活動等参加費	学校行事として実施される校外活動(修学旅行を除く)に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費・宿泊費及び見学料(入館料等)の経費。 ・宿泊を伴うもの(1年に1回) ・宿泊を伴わないもの ・交流及び共同学習に要する交通費	実費額の半額 (宿泊あり) 上限 1,845 円 (宿泊なし) 上限 800 円	実費額の半額 (宿泊あり) 上限 3,105 円 (宿泊なし) 上限 1,155 円	
通学費	児童生徒が通学する場合に必要な(経済的・合理的な経路)となる交通費(公共交通機関を利用した場合のみ対象)。	実費額 ※Ⅲ区分の方は実費の半額		【必要書類】 ① 定期券の写し ② 通学費交付申請書
体育実技用具費	中学校の体育の授業の実施に必要な体育実具用具(柔道又は剣道)で授業を受ける生徒が個々に用意することとされている用具の購入費。	-	実費額の半額 (上限) (柔道)3,825 円 (剣道)26,455 円	【必要書類】 ① レシート・領収書 ② 体育実技用具費交付申請書

※認定は所得状況に応じてⅠ～Ⅲに区分されます。Ⅲの方は通学費(実費の半額)の支給のみが対象となります。

問い合わせ先

児童生徒が通っておられる学校又は尾道市教育委員会教育指導課学事係(TEL 0848-20-7474)へお気軽にご相談ください。

*** 申請は、中途申請も随時受け付けています。**